

| | |
|-----------------------------------|--|
| <h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1> | 発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 |
| | 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日) |
| | |
| | |

目 次

| 規 則 | ページ |
|--|-----|
| ◎高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○救急病院の認定 (医療政策課) | 3 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出 (福祉指導課) | 3 |
| ○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課) | 3 |
| ○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課) | 4 |
| ○道路の区域変更 (6件) (道 路 課) | 4 |
| ○道路の供用開始 (") | 5 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件) (公園下水道課) | 5 |
| ○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課) | 5 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の定款変更の認可 (3件) (農業基盤課) | 6 |
| ○高知県土地利用基本計画の変更 (用地対策課) | 6 |
| ○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課) | 6 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| ○政治団体の届出事項の異動の届出 | 6 |
| ○政治団体の解散の届出 | 7 |
| ○資金管理団体でなくなった旨の届出 | 7 |
| ○資金管理団体の届出事項の異動の届出 | 7 |

規 則

高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第34号

高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

高知県製菓衛生師法施行細則（昭和42年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。
第1条中「施行するため」を「施行するため、法」に、「に定める」を「並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）及び高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）に定める」に改める。

第2条中「及び」を「又は」に改め、「提出者の」を削り、「管轄する」を「所管する」に改める。

第4条第4号及び第5号中「規定による」を「規定に基づく」に改める。

第10条中「規定する」を「定める」に改める。

別記第1号様式に注として次のように加える。

注 製菓衛生師免許証に旧姓又は外国人における通称名（以下「旧姓等」という。）の併記の希望があった場合は、「備考」欄に旧姓等を記入する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

本籍(都道府県名)

住所

ふりがな

氏 名

男・女

年 月 日生

電話番号

製菓衛生師免許申請書

製菓衛生師の免許を受けたいので、製菓衛生師法施行令第1条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免許の取消処分を受けたことの有無及び有の場合はその理由及び年月日
有 ・ 無
(理由及び年月日：)
- 2 試験合格年月日及び番号
- 3 製菓衛生師免許証への旧姓又は外国人における通称名の併記の希望の有無及び有の場合は旧姓又は通称名
有 (旧姓又は通称名：) ・ 無

注 次の書類を添えてください。

- 1 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中长期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のときは、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載があるものに限り。)。ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者のときは、旅券その他の身分を証する書類の写し(製菓衛生師免許証への旧姓又は外国人における通称名の併記を希望する場合は、その旧姓又は通称名の記載があるものに限り。)
- 2 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 3 合格証書の写し又は合格証明書

別記第3号様式中

「 年 月 日生」

を

「 年 月 日生

電話番号」

に改める。

別記第4号様式中

「 年 月 日生」

を

「 年 月 日生

電話番号」

に、

「氏名」

を

「氏名

電話番号」

に改める。

別記第5号様式中

「 年 月 日生」

を

「 年 月 日生

電話番号」

に、

「4 変更理由」

を

「4 変更理由

- 5 製菓衛生師免許証への旧姓又は外国人における通称名の併記の希望の有無及び有の場合は旧姓又は通称名

有 (旧姓又は通称名：) ・ 無

に改める。

別記第6号様式中

「 年 月 日生」

を

「 年 月 日生

電話番号」

に、

「2 再交付を申請する理由」

を

「2 再交付を申請する理由

- 3 製菓衛生師免許証への旧姓又は外国人における通称名の併記の希望の有無及び有の場合は旧姓又は通称名

有 (旧姓又は通称名：) ・ 無]
 に改める。
 別記第7号様式及び別記第8号様式中
 「 年 月 日生」
 を
 「 年 月 日生」
 電話番号
 に改める。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第260号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
 令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司
 医療機関の名称 所 在 地 認定年月日 認定の有効期限
 内田脳神経外科 高知市塚ノ原37番地 令3・3・ 令6・3・
 20 19

高知県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。
 令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

| 区分 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更年月日 |
|-----|--------------|------------------------|-----------|
| 変更前 | 訪問看護ステーションきび | 南国市明見字鳥啄三883番5 | 令和2年7月15日 |
| 変更後 | | 南国市明見字五台山分800番 きび診療所2階 | |

高知県告示第262号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市平田町黒川字船尾山5249の1、字馬木床5250
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第263号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和3年4月9日
高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡東洋町野根字ヒノキダイラ乙3226の1、字西ウシガイシ乙3234の3から乙3234の5まで、乙3234の7、乙3234のイ、乙3234のロ

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第264号
漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
令和3年4月9日
高知県知事 濱田 省司

区域及び区分
高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区
小型かつお漁業

高知県告示第265号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年4月9日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 国道
2 路線名 321号
3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 四万十市山路字傳右衛門ヤシキ2185番15から 四万十市山路字木戸谷497番1まで | 前 | 9.8 } | 479 |
| | 後 | 114.1 } | |
| 四万十市山路字木戸谷497番1まで | 後 | 9.8 } | 479 |
| | | 66.0 } | |

高知県告示第266号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和3年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年4月9日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 高知伊予三島
3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 土佐郡大川村大北川字シレイ210番3から 土佐郡大川村大北川字シレイ222番3まで | 前 | 5.8 } | 81 |
| | 後 | 22.5 } | |
| 土佐郡大川村大北川字シレイ222番3まで | 後 | 6.1 } | 81 |
| | | 57.0 } | |

高知県告示第267号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和3年4月9日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年4月9日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 土佐清水宿毛
3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 幡多郡三原村下長谷字下コヤマ878番1から 幡多郡三原村下長谷字ベツトヲ山1611番1まで | 前 | 3.8 } | 1075 |
| | 後 | 26.0 } | |
| 幡多郡三原村芳井字セキゼ1756番地先から 幡多郡三原村芳井字イケノシタ1024番6まで | 前 | 4.6 } | 1075 |
| | 後 | 29.8 } | |
| 幡多郡三原村芳井字セキゼ1756番地先から 幡多郡三原村芳井字イケノシタ1024番6まで | 前 | 3.2 } | 691 |
| | 後 | 9.2 } | |
| 幡多郡三原村芳井字イケノシタ1024番6まで | 後 | 9.2 } | 677 |
| | | 25.8 } | |

高知県告示第268号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和3年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年4月9日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 龍河洞公園
3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 香美市土佐山田町宮ノ口字鹿落南ノ丸15番1から 香美市土佐山田町佐古藪字ユメノ175番 | 前 | 6.2 } | 118 |
| | 後 | 10.6 } | |
| 香美市土佐山田町宮ノ口字鹿落南ノ丸15番1から 香美市土佐山田町佐古藪字ユメノ175番 | 後 | 6.7 } | 118 |
| | | 6.7 } | |

| | | | |
|----|---|------|-----|
| まで | 後 | } | 118 |
| | | 32.5 | |

高知県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下田ノ口
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 幡多郡黒潮町下田の口字松ヶ谷2606番から幡多郡黒潮町下田の口字五反田601番5まで | 前 | 4.4 | 647 |
| | | 11.2 | |
| 幡多郡黒潮町下田の口字上シホタ1332番1から幡多郡黒潮町下田の口字五反田575番6まで | B | 10.0 | 919 |
| | | 47.0 | |
| 幡多郡黒潮町下田の口字上シホタ1332番1から幡多郡黒潮町下田の口字五反田575番6まで | 後 | 10.0 | 919 |
| | | 47.0 | |

高知県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町興津字元谷山2516番9から高岡郡四万十町興津字元谷山2513番1まで | 前 | 19.0 | 135 |
| | | 64.0 | |
| | 後 | 18.3 | 135 |
| | | 26.5 | |

高知県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|---------------|----------|
| 四万十市西土佐藪ヶ市堂ノ上山532番1から四万十市西土佐藪ヶ市堂ノ上山532番1地先まで | 78 | 令和3年4月9日 |

高知県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称 高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業

(高知市公共下水道)

- 3 事業施行期間 昭和45年6月2日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

令和2年10月高知県告示第791号の事業地に高知市朝倉己字笠ウ井及び字駒シ越シ地内を加え、同事業地のうち同市朝倉甲字鰻ヶ橋、朝倉戊字正吉、字山崎、字南門田及び字棚田並びに若草南町地内において事業地を変更し、同事業地から同市槇山町及び朝倉戊字槇を削る。

高知県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称 南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和57年9月高知県告示第566号高知広域都市計画下水道事業(南国市公共下水道)
- 3 事業施行期間 昭和57年9月17日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成29年6月高知県告示第461号の事業地のうち南国市明見字西山田、字桜ヶ谷、字角先、字雨ヶ尻、字百畝田、字谷ノ前、字室ノ本、字藪腰、字丸山、字稲毛崎、字京万、字竹ヶ後、字前ヶ内、字後ヶ市、字仲左近、字妙現、字明見東、字大前、字亀前、字前澤、字馬ノ跡、字山崎、字道面、字北野間及び字中野地内において事業地を変更する。

高知県告示第274号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

| 地 名 | 地 番 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|
| | | | | |

| | | | | |
|---------------|--------------|------|-------|--|
| 高岡郡佐川町中組字ソガノ本 | 59番1 61番4 | 6.00 | 53.47 | |
|---------------|--------------|------|-------|--|

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四万十市入田土地改良区の定款の変更を令和3年3月29日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を令和3年3月24日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、香美市永野土地改良区の定款の変更を令和2年12月25日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた高知県土地利用基本計画を令和3年3月29日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づきその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課並びに係市

役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨
森林地域 須崎市及び大豊町において変更した。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和3年4月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市都市建設部都市計画課

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月9日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

| 区分 | 名称 (代表者の氏名) | 代表者の 氏名 | 会計責任 者の氏名 | 主たる事 務所の所 在 地 | 異動 年月 日 |
|----|---------------------------|------------|--------------|---------------------|-----------------|
| 旧 | 自由民主党高知市春野支部 (氏原 嗣志) | 矢野 均 | 堀内 義弘 | 高知市春野町西畑1031 | 令3 ・1 ・26 |
| 新 | | 氏原 嗣志 | 山本 邦子 | 高知市春野町弘岡中2236 | |
| 旧 | 自由民主党中土佐町大野見支部 (市川 正彦) | 勢田 政志 | 市川 正彦 | 高岡郡中土佐町大野見神母野928 | 令3 ・1 ・26 |

| | | | | | |
|---|-----------------------------|-------|-------|-----------------|------------------|
| 新 | | 市川 正彦 | 勢田 博久 | 高岡郡中土佐町大野見萩中764 | |
| 旧 | 自由民主党四万十町大正支部 (武内 光生) | 異動なし | 異動なし | 高岡郡四万十町大正742番地1 | 令3 ・1 ・28 |
| 新 | | | | 高岡郡四万十町江師613番地1 | |
| 旧 | 自由民主党高知県環境保全支部 (西澤 哲志) | 異動なし | 西澤 祥子 | 異動なし | 令2 ・11 ・17 |
| 新 | | | 武市 光平 | | |
| 旧 | 自由民主党高知市土佐山支部 (高橋 英雄) | 異動なし | 和田 勝美 | 異動なし | 令3 ・2 ・5 |
| 新 | | | 中岡 延之 | | |
| 旧 | 自由民主党高知市朝倉支部 (土居 央) | 異動なし | 土居 怜子 | 異動なし | 令2 ・11 ・1 |
| 新 | | | 石本 裕 | | |
| 旧 | 自由民主党高知県林材支部 (戸田 昭) | 異動なし | 林 敬嗣 | 異動なし | 令3 ・2 ・17 |
| 新 | | | 田島 史一 | | |
| 旧 | 自由民主党高知県郵政政治連盟支部 (大崎 隆徳) | 異動なし | 和田 晃一 | 異動なし | 令3 ・2 ・13 |
| 新 | | | 岸本 芳晴 | | |
| 旧 | 自由民主党高知 | 異動なし | 山崎 綾 | 異動なし | 令3 |

| | | | | | |
|---|---------------------------|------|----------------|------|--------------------|
| 新 | 市潮江支部 (島崎 伸一) | | 子 高橋 裕 忠 | | ・ 2 ・ 22 |
| 旧 | 自由民主党土佐 市支部 (森田 英二) | 異動なし | 楠瀬 守 福 | 異動なし | 令 3 ・ 2 ・ 22 |
| 新 | | | 門田 賢 次 | | |

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分 | 名称 (代表者の氏名) | 代表者の 氏名 | 会計責任 者の氏名 | 主たる事 務所の所 在 地 | 異動 年月 日 |
|----|--------------------------|------------|--------------|--------------------------------|--------------------|
| 旧 | 上田こうたろう 後援会 (西内 正) | 東川 正 弘 | 異動なし | 異動なし | 令 3 ・ 1 ・ 1 |
| 新 | | 西内 正 | | | |
| 旧 | 横山公大後援会 (横山 公大) | 異動なし | 畠中 淳 子 | 高知市追 手筋二丁 目 6-9 | 令 3 ・ 2 ・ 8 |
| 新 | | | 横山 美 保 | 高知市北 本町四丁 目 4-7 | |
| 旧 | 泥谷光信後援会 (酒井 紳三) | 異動なし | 異動なし | 土佐清水 市下川口 954 | 令 3 ・ 2 ・ 10 |
| 新 | | | | 土佐清水 市西町 1 - 9 | |
| 旧 | 高橋眞一郎後援 会 (大崎 良範) | 異動なし | 異動なし | 高岡郡津 野 町 姫 野々 541 - 4 | 令 3 ・ 2 ・ 15 |
| 新 | | | | 高岡郡津 | |

| | | | | | |
|---|--------------------------|-----------|-----------|-------------------------------|--------------------|
| 旧 | 高橋幸十郎後援 会 (川村 正夫) | 和田 誉 雄 | 異動なし | 異動なし | 令 3 ・ 2 ・ 18 |
| 新 | | 川村 正 夫 | | | |
| 旧 | 森田雄介後援会 (片岡 守春) | 異動なし | 異動なし | 香美市土 佐山田町 南組2142 - 3 | 令 3 ・ 2 ・ 18 |
| 新 | | | | 香美市土 佐山田町 1984-16 | |
| 旧 | 高橋もとふみ後 援会 (高橋 基文) | 異動なし | 上岡 武 士 | 異動なし | 令 3 ・ 2 ・ 24 |
| 新 | | | 高橋 基 文 | | |

高知県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月9日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

| 名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-----------|--------|--------------|
| 小松ひろむ後援会 | 小松 熙 | 令 3 . 1 . 31 |
| 浜口たくや後援会 | 浜口 卓也 | 令 3 . 2 . 15 |
| 山本よしのぶ後援会 | 山本 梅市 | 令 3 . 2 . 15 |

高知県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次の

とおり公表する。

令和3年4月9日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|----------|-----------------|
| 浜口 卓也 | 浜口たくや後援会 | 令 3 . 2 . 15 |

高知県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月9日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

資金管理団体

| 区分 | 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 |
|----|------------------|---------|------|------------|--------------------|
| 旧 | 河田 角栄 | 高知県議会議員 | 異動なし | 異動なし | 令 3 ・ 2 ・ 11 |
| 新 | | 田野町長 | | | |